



おおくわ

大桑村駐在所広報紙

発行 須原駐在所 TEL 55-3004
野尻駐在所 TEL 55-2009
木曾警察署 TEL 22-0110
作成者 須原駐在所 井出 孝

夏期の水難事故防止



水難は、例年6月から8月にかけて多く発生しています。
特に魚釣りや水遊び中に溺れたり、ボートから転落するなどの水難が後
を絶ちません。

水難に遭わないために次のことに注意してください。

☆子供から目を離さない

過去には、親や保護者が付近にいながら、子供から目を離した際に、池等に転落する水難が発生しています。

周囲に危険箇所がないかを確認、目を離さないようにしましょう。

☆魚釣りや水遊びは複数で

一人で魚釣りや水遊びに出掛けると、万が一水難に遭った際に助けを呼ぶことができません。

複数人で出掛けるとともにライフジャケットを着用しましょう。

☆危険箇所の点検を

普段は干上がっている河川敷でも、局地的な豪雨によって短時間で水位が上昇する場合があります。

各家庭や地域等で危険箇所を点検し、安全対策を講じましょう。



～不法就労防止のために～

○ 不法就労となるのは、次の3つの場合です。

- 1 不法滞在者による労働
例) 密入国した人やオーバーステイの人が働くこと
- 2 出入国在留管理庁の許可のない労働
例) 観光や知人宅訪問の目的で入国した人が働くこと
例) 留学生が許可を受けずに働くこと
- 3 出入国在留管理庁の認める範囲を超えた労働
例) 料理店のコックとして働くことが認められた人が機械工場等で働くこと

☆在留資格
→資格の確認



☆就労制限の有無
→就労の可否を確認

☆在留期間
(満了日)
→期間を確認



CHECK

✓ 不法就労をさせたり、不法就労をあっせんした者
「不法就労助長罪」

(3年以下の拘禁刑、300万円以下の罰金)

※ 外国人を雇用する際は、必ず在留カード等により在留資格や在留期間を確認しましょう。

不法就労だと知らなかったことを理由に処罰を免れることはできません。

✓ 職業安定所へ外国人の雇用又は離職について届出をしなかったり、虚偽の届出をした者

「労働施策総合推進法違反」

(30万円以下の罰金)



新任の挨拶

私は、この度の定期異動で駒ヶ根警察署から、須原駐在所に赴任しました
「井出 孝」
と申します。

駐在所勤務は初めてになりますが、大桑の方が安全安心に過ごせるように精一杯勤務しますのでよろしくお願い致します。

巡回連絡で自宅を訪問した際に、大桑村のことを色々とお話いただけたら、嬉しいです。

